

産業廃棄物の種類（廃棄物処理法施行令第2条）

種 類		内 容
燃え殻		石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、廃活性炭、すすなど
汚泥		グリストラップ汚泥、ビルピット汚泥、メッキ汚泥、廃白土、泥状のものなど
廃油		食用油、潤滑油、絶縁油、タールピッチなど
廃酸		写真定着液、酸性の廃液など
廃アルカリ		写真現像液、アルカリ性の廃液など
廃プラスチック類		ビニール類、発泡スチロール、合成繊維、プラスチック容器、タイヤなど
ゴムくず		天然ゴム製のもの ※合成ゴムは廃プラスチック類
金属くず		空き缶、金属スクラップ、切削くず、溶接くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		空きビン、ガラス製品くず、耐火レンガ、コンクリート製品（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器、石膏ボードなど
鋳さい		スラグ、廃鋳物砂など
がれき類		セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）など
ばいじん		ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
業種指定のあるもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業等に係るもの
	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業等に係るもの、貨物流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業に係る天然繊維
	動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形物
	動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	動物の死体	畜産農業に係るもの
施行令第2条第13号に定めるもの		上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの…コンクリート固形化物 など